

知立市税条例 制定附則

（法人税割の税率の特例）

第 22 条 平成 18 年 3 月 31 日から令和 8 年 3 月 30 日までの間に終了する各事業年度又は各計算期間における法人税割の税率及び同期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第 33 条の 4 の規定にかかわらず、100 分の 8.4 とする。

2 資本金等の額（法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額をいう。次項及び第 4 項において同じ。）が 1 億円以下である法人、資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに対する各事業年度又は各計算期間における法人税割額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に 8.4 分の 2.4 の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

3 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が 1 億円以下であるかどうかの判定は、各事業年度又は各計算期間の終了の日（法第 321 条の 8 第 1 項前段の規定（法人税法第 71 条第 1 項（同法第 72 条第 1 項の規定が適用される場合を含む。）、第 88 条（同法第 145 条の 5 において準用する場合を含む。）又は第 144 条の 3 第 1 項（同法第 144 条の 4 第 1 項の規定が適用される場合を含む。）の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の市民税にあっては、その事業年度開始の日から 6 月の期間の末日）の現況により、法人が解散又は合併した場合における清算中の各事業年度又は各計算期間の法人の市民税にあっては、その解散又は合併の日の現況による。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。